

〈中京〉ビジネスダイレクト ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）利用規定

第1条 〈中京〉ビジネスダイレクト ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）利用規定

1. 中京ビジネスダイレクト ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）（以下「ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）」といいます。）とは、中京ビジネスダイレクトを契約されているお客さまへ、あらかじめ届け出のあったサービス指定口座に関し、第2条に定めるメニューを提供するサービスのことをいいます。
2. ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）の利用にあたっては〈中京〉ビジネスダイレクト ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）利用規定（以下「本規定」といいます。）および〈中京〉ビジネスダイレクト利用規定を適用するものとします。なお、本規定と〈中京〉ビジネスダイレクト利用規定が抵触する場合には、本規定が優先されるものとします。

第2条 ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）の内容

1. ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）により、振込入金明細データ・入出金明細データを当行所定のフォーマットでダウンロードできます。
2. 上記1. で提供するデータの提供期間は、当行所定のものとします。

第3条 利用手数料

ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）の利用にあたっては、ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）利用手数料（消費税を含みます）をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、当行ホームページ上で随時ご確認ください。この場合、当行はファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）利用手数料（消費税を含みます）を、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）の利用を申込される方は本規定・中京ビジネスダイレクト利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
2. お客さまは、当行所定の方法によりファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）を取止めることができます。

第5条 提供情報

1. ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）で提供される情報（全銀EDIを含みます）は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りません。
2. 振込や入出金等に内容の変更があった場合、当行はすでにファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）で提供した情報（全銀EDIを含みます）について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。
3. 上記2. により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 関係規定の適用・準用

本規定および中京ビジネスダイレクト利用規定に定めのない事項については、関係する普通預金規定、当座勘定規定、振込規定等により取扱います。

第7条 サービス内容および規定の変更等

1. ファイル伝送サービス（入出金明細・振込入金明細）および本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上